

供給約款等以外の供給条件認可申請書

営 計 発 第 3 4 号

平成26年 2 月 26日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

電気事業法第21条第1項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

| | |
|---------------|----------------------------|
| 料金その他の供給条件の内容 | 別紙に記載したとおりであります。 |
| 実施期日及び実施期間 | 平成26年3月1日以降平成26年3月31日までの期間 |

別 紙

供給約款等以外の供給条件

(料金についての特別措置[太陽光発電促進付加金])

平成26年3月1日実施

四国電力株式会社

目 次

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 適 用 範 囲 | 1 |
| 2 | 適 用 期 間 | 1 |
| 3 | 料 金 | 1 |
| 4 | 日 割 計 算 | 8 |
| 5 | 日割計算の基本算式 | 10 |
| 6 | 供給停止期間中の料金 | 11 |
| 7 | 制限または中止の料金割引 | 11 |
| 8 | そ の 他 | 12 |

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成25年8月6日付け20130220資第7号認可。以下「供給約款」といいます。）ならびに選択約款の時間帯別電灯（平成25年8月6日届出。以下「時間帯別電灯」といいます。）、季節別時間帯別電灯（平成25年8月6日届出。以下「季節別時間帯別電灯」といいます。）、ピークシフト型時間帯別電灯（平成25年8月6日届出。以下「ピークシフト型時間帯別電灯」といいます。）、低圧季節別高負荷率型電力（平成25年8月6日届出。以下「低圧季節別高負荷率型電力」といいます。）、低圧季節別時間帯別電力（平成25年8月6日届出。以下「低圧季節別時間帯別電力」といいます。）、深夜電力（平成25年8月6日届出。以下「深夜電力」といいます。）および第2深夜電力（平成25年8月6日届出。以下「第2深夜電力」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) この供給条件は、(2)の場合を除き、平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 料 金

供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)イ、(19)ロ、時間帯別電灯附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)、ピークシフト型時間帯別電灯附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)、季節別時間帯別電灯附則4（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)、低圧季節別高負

荷率型電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い），低圧季節別時間帯別電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い），深夜電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)ホ，(2)ニおよび第 2 深夜電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）は，次のとおりといたします。

- (1) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)イの「料金は，早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし，26（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに(10)により日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。」は「料金は，早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし，26（料金の算定）(1)イの場合で，需給契約が消滅したときに(10)により日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。
- (2) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(19)ロの「料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，

早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。」は「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。ただし、26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものいたします。」と読み替えるものいたします。

- (3) 時間帯別電灯附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)およびピークシフト型時間帯別電灯附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。ただし、供給約款 26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(2)イ(イ)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。」は「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものと

し、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、供給約款 26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(2)イ(イ)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

- (4) 季節別時間帯別電灯附則 4（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、供給約款 26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(3)イ(イ)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。」は「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。ただし、供給約款 26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに(3)イ(イ)により日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(5) 低圧季節別高負荷率型電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）、低圧季節別時間帯別電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）、深夜電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)ホ、(2)ニおよび第 2 深夜電力附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）の「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。ただし、供給約款 26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとしたします。」は「料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとしたします。ただし、供給約款 26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を加えたものとしたします。」と読み替えるものとしたします。

(6) 太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

| | | |
|------------------|------------------------------------|-------|
| 電 灯 | 20ワットまでの1灯につき | 65銭 |
| | 20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき | 1円30銭 |
| | 40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき | 1円95銭 |
| | 60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき | 3円27銭 |
| | 100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに | 1円63銭 |
| 小 型 機 器 | 50ボルトアンペアまでの1機器につき | 98銭 |
| | 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき | 1円95銭 |
| | 100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに | 98銭 |

ただし、供給約款等以外の供給条件（平成25年8月6日付け20130806資第4号認可。）附則2（延滞利息の適用開始までの取扱い）の適用を受ける10ワットまでの電灯の太陽光発電促進付加金単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

| | |
|-------|-----|
| 1灯につき | 33銭 |
|-------|-----|

b 臨時電灯 A

太陽光発電促進付加金単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

| | |
|---|-----|
| 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 | 3銭 |
| 総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合 | 5銭 |
| 総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに | 5銭 |
| 総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合 | 53銭 |
| 総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに | 53銭 |

c 臨時電力

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

| | |
|----------------------|-----|
| 契約電力1キロワット1日につき | 56銭 |
| 契約電力0.5キロワットの場合1日につき | 28銭 |

d 農事用電力（脱穀調整用電力）

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

| 契約電力 | 0.5キロワット | 1キロワット | 2キロワット | 3キロワット | 3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに |
|-------|----------|--------|--------|--------|-----------------------|
| 1日につき | 14銭 | 27銭 | 56銭 | 83銭 | 27銭 |

e 深夜電力 A

太陽光発電促進付加金単価は、1月につき次のとおりといたします。

| | |
|--------|-------|
| 1契約につき | 8円40銭 |
|--------|-------|

(ロ) 従量制供給の場合

a 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

| | | |
|-------|---------------------|-----|
| 最低料金 | 1契約につき最初の11キロワット時まで | 92銭 |
| 電力量料金 | 上記をこえる1キロワット時につき | 8銭 |

b a 以外の場合

太陽光発電促進付加金単価は、次のとおりといたします。

ロ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、次により算定いたします。

なお、太陽光発電促進付加金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約負荷設備ごとの太陽光発電促進付加金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力（脱穀調整用電力）および深夜電力 A

太陽光発電促進付加金は、イ(イ)に定める各契約種別ごとの太陽光発電促進付加金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイ(ロ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量（1 契約につき、最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。）までは、最低料金に適用される太陽光発電促進付加金単価といたします。

なお、供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(18)の適用を受ける場合は、太陽光発電促進付加金は、供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(18)ロに準じて算定いたします。

4 日 割 計 算

供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)イ，時間帯別電灯附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)イ(イ)，季節別時間帯別電灯附則 4（延滞利息の適用開始までの取扱い）(3)イ(イ)およびピークシフト

型時間帯別電灯附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)イ(イ)は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)イの「当社は、26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は「当社は、26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものとし，時間帯別電灯附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)イ(イ)，季節別時間帯別電灯附則 4（延滞利息の適用開始までの取扱い）(3)イ(イ)およびピークシフト型時間帯別電灯附則 3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(2)イ(イ)の「当社は，供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算を行ない，早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は「当社は，供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算を行ない，早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものいたします。
- (2) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)イ(イ)の「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，(20)イ(イ)により日割計算をいたします。」は「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金は，(20)イ(イ)により日割計算をいたします。」と読み替えるものいたします。
- (3) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)イ(ハ)の「再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応

じて(20)イ(ニ)により算定いたします。」は「再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金ならびに定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(20)イ(ニ)により算定いたします。」と読み替えるものといたします。

5 日割計算の基本算式

供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(20)は、次のとおりといたします。

- (1) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(20)イ(イ)の「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合」は「基本料金，最低料金，定額制供給の早収料金，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金を日割りする場合」と読み替えるものといたします。
- (2) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(20)イ(ロ) a および c の「なお，最低料金適用電力量とは，(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。」は「なお，最低料金適用電力量とは，(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金もしくは太陽光発電促進付加金が適用される電力量をいいます。」と読み替えるものといたします。
- (3) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(20)イ(ニ)の「日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合」は「日割計算に

じて再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金ならびに定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を除きます。）を算定する場合」と読み替えるものといたします。

- (4) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(20)ホの「供給停止期間中の早収料金または再生可能エネルギー発電促進賦課金の日割計算を行なう場合」は「供給停止期間中の早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金または太陽光発電促進付加金の日割計算を行なう場合」と読み替えるものといたします。

6 供給停止期間中の料金

供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(15)の「(14)によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を(10)により日割計算をして，早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は「(14)によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金の場合の料金といたします。）を(10)により日割計算をして，早収料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

7 制限または中止の料金割引

供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(17)は，次のとおりといたします。

- (1) 供給約款附則 7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(17)イの「当社は，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない早収料金お

よび再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は「当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(2) 供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(17)イ(イ)の「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯Aについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。」は「定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電促進付加金、従量電灯Aについては最低料金ならびに最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(17)ハの「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割引を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。」は「臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についてもイおよびロに準じて割引を行ない早収料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

8 そ の 他

その他の事項については、供給約款、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、

ピークシフト型時間帯別電灯，低圧季節別高負荷率型電力，低圧季節別時間帯別電力，深夜電力または第2深夜電力に定めるところによるものといたします。

電気事業法施行規則第27条の規定に基づく添付書類

1. 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
2. 料金の算出根拠（平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価の算出根拠）

1. 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

平成21年8月28日に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）等にもとづいて当社は、平成21年11月から平成24年7月までの間、太陽光発電の余剰電力の買取を行なっております。

当該買取制度は、一般電気事業者にとって効率化に向けた経営努力を行なう余地がないものであり、「全員参加型」という基本的な考え方のもと、太陽光発電の余剰電力の買取に要した実績費用を、電気をご使用になる全てのお客さまに電気のご使用量に応じて広くご負担いただく仕組みとなっております。そのため、お客さまにご負担いただく使用量あたりの単価等は、当該実績費用をご負担いただく期間毎に変動するものであります。

前述の観点を踏まえ、このたび、当社は、エネルギー供給構造高度化法等にもとづき平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間に適用する太陽光発電促進付加金単価を算定し、電気事業法第21条第1項ただし書の規定により供給約款又は選択約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可申請する次第であります。

2. 料金の算出根拠（平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価の算出根拠）

料金の算出根拠（平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価の算出根拠）

平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間に適用となる太陽光発電促進付加金単価は、次の（1）から（2）を差し引いた金額を平成25年4月の検針日から平成26年3月の検針日の前日までの期間（以下、「平成25年5月分から平成26年3月分」）における想定総需要電力量で除して得た単価に消費税等相当額を加算することにより算定した。

- (1) 平成24年1月から6月において太陽光電力買取に要した費用の総額（以下、「平成24年1月から6月における買取総額」）から回避可能費用を差し引き、転嫁による収入に係る法人事業税等相当額（以下、「事業税等相当額」）および過去の転嫁における過不足分の額を加味した金額
- (2) 平成25年3月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間（以下、「平成25年4月分」）における太陽光発電促進付加金の想定回収額

なお、定額制供給の太陽光発電促進付加金単価についても、従量制供給の場合に準じて算定している。

| 平成24年1月から6月における買取総額 a | 平成24年1月から6月における回避可能費用 b | 平成24年1月から6月の転嫁総額 (回避可能費用除き・事業税等相当額加味) ※1円未満四捨五入 c=(a-b)/(1-0.01267) | 過去の転嫁における過不足分の額 | |
|--------------------------|----------------------------|--|-----------------|--------------|
| | | | 実績差額 d | 端数処理影響額 e |
| 3,038,163,468 | 792,789,757 | 2,274,187,669 | 103,798,165 | 102,910,728 |

| 平成25年度回収対象額 f=c+d+e | | 平成26年3月の検針日から平成26年4月の検針日の前日までの期間に適用となる従量制供給の太陽光発電促進付加金単価 (消費税等相当額加算前) ※1銭未満切り替えて i=(f-g)/h | |
|------------------------|-------------|---|------|
| 2,480,896,562 | 284,968,254 | 25,318,333,333 | 0.08 |
| | | 平成26年3月の検針日から平成26年3月31日までの期間に適用となる従量制供給の太陽光発電促進付加金単価 (消費税等相当額(5%)加算後) ※1銭未満四捨五入 i × 1.05 | 0.08 |

(円, kWh, 円/kWh)